

# 平成27年度税制改正の大綱に対する要望書

財務大臣 麻生 太郎 殿

平成27年2月12日  
東京青年税理士連盟  
会長 芳賀 保則  
東京都渋谷区千駄ヶ谷5-21-12  
代々木リビン401号  
電話 03-3356-2916

私たち東京青年税理士連盟は、東京を中心とした青年税理士約500名により組織されている団体で、真に「国民のための税理士制度」を目指して活動している団体であり、租税制度その他の諸制度について、研究し、積極的に提言を行っております。

当連盟では、平成27年1月14日に閣議決定された平成27年度税制改正大綱（以下「大綱」といいます。）について検討した結果、応能負担原則、納税者の権利利益の擁護からみて問題があり、不十分であるため下記事項について要望いたします。

## 1. 結婚・子育て資金の一括贈与に係る贈与税の非課税措置の創設について

[要望内容]

結婚・子育て資金の一括贈与に係る贈与税の非課税措置の規定を創設すべきでない。

[要望理由]

この非課税措置の趣旨は、60歳以上の世代が資産全体の6割を保有する中で、こうした資金を若年世代に移転させるとともに、若年世代の結婚を促し、少子化対策のためとされている。しかし、若年世代の結婚年齢が高くなり、少子化が加速しているのは、安心して子供を産み、働くために必要な社会的インフラの未整備に要因がある。この非課税措置は、結婚・子育て資金を贈与することができる財産を有する親族をもつ者のみが対象となり、このような財産を有する親族をもたない者は支援を受けることができない不公平な制度である。

そもそも相続税法第21条の3（贈与税の非課税財産）第1項第二号に「扶養義務者相互間において生活費又は教育費に充てるためにした贈与により取得した財産のうち通常必要と認められるもの」は非課税と規定されている。一般家庭で必要に応じて都度贈与する場合は従来の非課税規定で十分である。新設される規定は、相続税が課されるよう

な多額の財産（特に現金預金）を持っている一部の富裕層である年配者向けの優遇措置になり、単に富裕層一族の中での相続税の負担を回避した資金移動でしかない。この制度は、税の持つ所得等の再分配機能に対して逆行する措置である。

また、この非課税措置は主に孫への贈与が想定されることから、相続税が複数回かかるのを逃れる結果となるといった理由等により、課税の公平の観点から規定されている孫等への相続税の二割加算の制度に対しても相反する措置である。

従って、一部の富裕層に対しての課税逃れである結婚・子育て資金の一括贈与に係る贈与税の非課税措置は創設すべきでない。